

ウェブサイト掲載に必要な掲示事項について

令和6年度診療報酬改定により、施設基準等で定められている保険医療機関の掲示事項について、原則ウェブサイトに掲載することとなりました。

東海北陸厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 外来感染対策向上加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- ニコチン依存症管理料
- 別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- がん治療連携指導料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 認知療法・認知行動療法1

明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、自己負担が無い場合も含め、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医療品について、特定の医薬品名を指定するものではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

※一般名処方とは…お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。

オンライン資格確認について

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しており、情報の取得及び活用を行い診療を行えます。